

芦屋町資金管理及び運用基準

(目的)

第1条 この基準は、芦屋町が管理する資金（以下「公金」という。）について必要な事項を定めることにより、安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な公金の管理及び運用を行うことを目的とする。

(公金の種類)

第2条 この基準において、「公金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 歳計現金
- (2) 歳入歳出外現金
- (3) 基金に属する現金
- (4) 一時借入金

(公金の管理及び運用の原則)

第3条 公金の管理及び運用にあたっては、次の各号に掲げる事項を原則とし、その優先順位は、当該各号に掲げる順序によるものとする。

- (1) 安全性の確保 元本の安全性の確保を最重要視し、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により管理及び運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意すること。
- (2) 流動性の確保 支払等に支障をきたさないよう必要となる資金を確保する。
- (3) 効率性の確保 安全性及び流動性を十分確保したうえで、運用収益の最大化を図ること。

(歳計現金の管理及び運用)

第4条 歳計現金の管理及び運用は、普通預金で行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、資金に余裕金が生じたときは、元本の回収が確実な定期性の預金（以下「定期預金」という。）による運用をすることができる。
- 3 前項のに規定する定期預金の運用期間は、満期が1年以内とする。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第5条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金の管理及び運用)

第6条 基金は、原則として定期預金又は普通預金による管理及び運用を行う。

- 2 前項の規定に関わらず、基金の目的に反しない範囲内で、国債、地方債又は政府保証債（以下「債券」と総称する。）による運用をすることができる。
- 3 前項の規定により購入する債券は、償還期限までの期間が5年を超えないものとする。

(一時借入金の管理)

第7条 一時借入金の管理は、歳計現金の例による。

(金融機関の選択と監視)

第8条 公金の預託先は、原則として指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関

とする。

- 2 金融機関の選択にあたっては、健全性、収益性、効率性、流動性等財務諸表の各項目の数値、格付機関による格付け、株価等を参考に総合的に判断する。
- 3 会計管理者は、金融機関の経営状況を把握するため、金融機関の開示情報を収集し、報道等第三者により情報を随時把握し、破綻が懸念される場合又は資金運用に重大な影響があると認めるときは、直ちに町長へ報告する。
- 4 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、芦屋町資金管理運用委員会設置要綱（平成22年告示第103号）に規定する芦屋町資金管理運用委員会の意見を聴いて対応策を決定する。

（基準の見直し）

第9条 町長は、必要に応じてこの基準を見直すものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
（芦屋町資金管理並びに運用基準の廃止）
- 2 芦屋町資金管理並びに運用基準（平成14年4月1日適用）は、廃止する。
（芦屋町債券運用指針の廃止）
- 3 芦屋町債券運用指針（平成14年4月1日適用）は、廃止する。
（経過措置）
- 4 この基準の施行の日前に、芦屋町資金管理並びに運用基準又は芦屋町債券運用指針の規定により預託した預金（普通預金を除く。）及び購入した債券の管理及び運用については、なお従前の例による。